

宅地建物取引業者様へ新たなビジネスチャンスのご紹介

協力事業者 募集中

東京都産業労働局は、都内へ立地を希望する企業に対して、都の制度や民間不動産情報の提供をおこなうことを目的とした「東京都企業立地相談センター」(以下センター)を平成29年12月中旬にオープンいたします。

登録費、手数料等不要

立地を検討している方を紹介!!

当センターに問い合わせがあった、相談者が希望する条件にマッチする物件情報をご提供いただきますと、当センターは相談者へ協力事業者様の連絡先をお伝えします。その後、相談者から協力事業者へ直接連絡が入りますので、物件について交渉・契約をしていただけます。

センターのサービスメニュー

協力事業者様との連携 民間物件紹介
(空き工場・倉庫・店舗・事務所、事業用地等)

東京都・区市町村の 支援制度・保有物件紹介

センターから相談者の希望する物件情報をお知らせする方法

- ・ホームページ(協力事業者専用サイト)
- ・Eメール(場合によってFAX)

協力事業者様から物件情報をご提供いただく方法

- ・ホームページ内(協力事業者専用サイト)専用ページよりWEBエントリー(申込)
- ・郵送又はFAX

登録方法

下記URLより登録可能。
(書類等は必要ありません)

<https://ilsc.tokyo/1/>

ご登録後、当センターから各団体に対し、所属の有無を確認させていただきます。

※退会する場合は、センターのホームページから簡単に退会手続きを行えます。

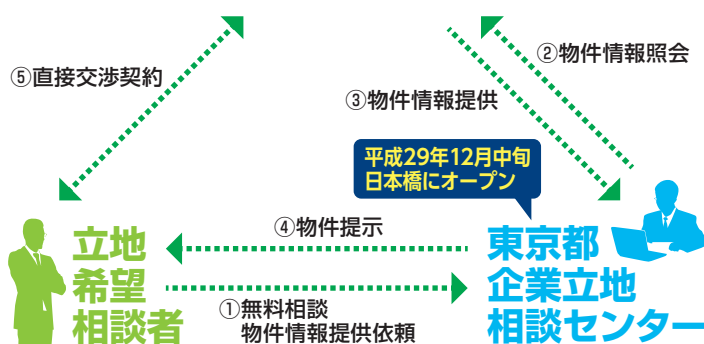
QRコードからの登録も可能です。



2017年11月1日10:00より登録開始

東京都企業立地相談センター	
協力事業者への申込	<p>※登録料は10,000円(税込)です。 ※登録料は、登録申請書提出後、登録料を請求するまで返金されません。返金には1週間程度かかります。1ヶ月以内の返金となります。</p> <p>1. 氏名 2. 住所 3. 電話番号 4. Eメール 5. 所属団体 6. 代表者 7. 代表者 8. 代表者 9. 代表者 10. 代表者</p>
協力事業者の申込	<p>※登録料は10,000円(税込)です。 ※登録料は、登録申請書提出後、登録料を請求するまで返金されません。返金には1週間程度かかります。1ヶ月以内の返金となります。</p> <p>1. 氏名 2. 住所 3. 電話番号 4. Eメール 5. 所属団体 6. 代表者 7. 代表者 8. 代表者 9. 代表者 10. 代表者</p>

民間物件を
相談者に紹介する
イメージ



登録資格

- 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に規定する免許を有していること
- 下記のいずれかの団体に所属していること
 - ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
 - ・公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部
 - ・一般社団法人 不動産流通経営協会
- 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと

センター利用に関する事前同意事項

- ・相談者との立地に関する連絡調整、交渉、契約その他の行為について当センターは責任を負わないこと。
- ・当センターから得た情報を事前に相談者、センターの承諾なく第三者に開示又は漏えいしないこと。

お問い合わせ先

東京都企業立地相談センター準備事務局
【株URリンケージ内】

ilsc@urlk.co.jp

